

ACUITY **LAW**

**CORPORATE
LAW NEWSLETTER**

SEPTEMBER 2021
acuitylaw.co.in

Acuity Law について

Acuity Law は、2011年11月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Gautam Narayan、Deni Shah、Renjith Nair が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.

今回のニュースレターでは、インドの会社法、証券法、外国為替法、競争法に関する 9 月の重要なアップデートについて取り扱っています。主な内容は、以下の通りです。

1. 会社法 (COMPANIES LAW)

1.1 Extension of timelines for Conducting AGMs

1.2 The scheme of arrangement and amalgamation of Protrans Supply Chain Management Private Limited

2. 証券法 (SECURITIES LAW)

2.1 SEBI order in the matter of Re: Trading in shares of ZEE.

3. 外国為替法 (FOREIGN EXCHANGE LAWS)

3.1 Foreign Investment in the telecom sector

4. 競争法 (COMPETITION LAWS)

4.1 Suo Motu Case Re: Alleged anti-competitive conduct in the Beer Market in India

1. 会社法 (COMPANIES LAW)

2021 年 9 月の会社法関連の主なアップデートは、次の通りです。

1.1. Extension of timelines for Conducting AGMs

1.1.1. 2021 年 9 月 23 日、インド企業省 (=MCA) は、covid-19 パンデミックの影響を考慮し、各会社登記局 (=ROCs) に対して、2021 年 3 月 31 日終了会計年度の定時総会 (=AGM) の開催期限の延長を認めるよう助言する旨の通知を出しました。

1.1.2. MCA の通知以降、多くの ROC が会社の定時総会の開催期限を 2 ヶ月間 (2021 年 9 月 30 日から 2021 年 11 月 30 日へと) 延長しています。なお、今回の緩和措置は、2021 年 12 月 31 日までに最初の定時総会を開催しなければならない会社には適用されません。

1.1.3. ROCs による緩和措置は、定時総会期日の延長申請が未承認である、申請が却下された、承認延長期間が 2 ヶ月未満である申請についても対象となりますが、既に 2 ヶ月以上の延長が認められている申請は対象外となります。

1.1.4. Please click [here](#) to view the orders passed by the various ROCs.

1.2. The scheme of arrangement and amalgamation of Protrans Supply Chain Management Private Limited

1.2.1. 2021 年 9 月 29 日、会社法審判所 (=NCLT) は、合併は公正かつ合理的であり、公共政策に反しないして、優先株式への転換を含むスキーム・オブ・アレンジメントを承認しました。

- 1.2.2. 提案スキームに対しては、係争中の訴訟の存在や譲受会社の年次報告書に関するいくつかの矛盾等を理由に、ROCが異議を申し立てていましたが、合併スキーム後も譲受会社が存続することが提案されており、ROCの主張には利点がないとして、NCLTはこれを退けました。
- 1.2.3. なお、ROCは、デリーROCによる優先株式への転換およびその逆の株式への転換を却下した過去の事例に基づけば、優先株式への転換は望ましいものではなく、株式に付随する価値、条件、権利が互いに異なるため、スキームで想定されている転換は認められない、との見解を主張していました。
- 1.2.4. 申立人は、株式の優先株式への転換は、2013年会社法のいずれの条項においても禁止されていない、と主張しました。これには、会社に株式資本を再編成する権限を付与する条項である61条も含まれます。また、申立人は、過去の最高裁判決を引用し、一般的原則として禁止を前提とすることはできず、全ての手続きは、それが法律で禁止されていることが明らかになるまで許容されていると理解すべきである、と主張しました。
- 1.2.5. 申立人は、MCAの意見に沿って当該計画は望ましくないとするROCの主張に反論する形で、このような行政処分は法令解釈の際に司法当局を拘束することはできない、と主張しました。これは、いくつかの安保理判決でも確立された法の原則となっています。
- 1.2.6. NCLTは、今回のスキームにおいて申立人が求める優先株式への転換は、許容できないものとは考えられない、と結論付けました。会社の業務はメンバーの利益や公共の利益を損なうような方法で行われていない、という清算人の公式の報告書も考慮した上で、スキームを承認しました。
- 1.2.7. Please click [here](#) to read the order.

2. 証券法 (SECURITIES LAW)

2021年9月の証券法関連の主なアップデートは、次の通りです。

2.1. SEBI order in the matter of Re: Trading in shares of ZEE.

- 2.1.1. 2021年9月27日、SEBIは、ZEEの証券取引におけるインサイダー取引の疑いに関する問題で、E-City Hi-Tech Projects LLPとAtul Goelの調査手続きを終了しました。
- 2.1.2. SEBIは、ZEEの公開状およびプレスリリースの発表の前に、noticeesが未発表の情報を入手してZEEの株式を取引していたかどうかを確認すべく、調査を開始していました。
- 2.1.3. SEBIは、情報が未発表のものであるか、また、価格への影響を持つ性質のものであるかについて調査しました。その結果、公開状およびプレスリリースに含まれる情報は株式関連情報であり、その情報は一般に入手可能ではなく、株式価格に重要な影響を与える可能性がある、と判断しました。

2.1.4. しかしながら、SEBI は、noticees は ZEE のプロモーターではなく、ZEE のインサイダーまたは関係者の直系家族に分類されないため、2015 年 SEBI（インサイダー取引の禁止）規則の趣旨に照らすと、インサイダーには分類されない、としました。また、ZEE とは直接的または間接的に関連していないことを示す証拠の提示があったため、未発表の価格変動性情報へのアクセスの意図はなかった、としました。

2.1.5. 更生通知書およびその後の手続きは、SEBI の常勤メンバーにより適宜処分されました。

2.1.6. Please click [here](#) to read the SEBI order.

3. 外国為替法（FOREIGN EXCHANGE LAWS）

2021 年 9 月の外国為替法関連の主なアップデートは、次の通りです。

3.1. Foreign Investment in the telecom sector

3.1.1. 2021 年 9 月 15 日、電気通信セクターにおける多くの構造改革およびプロセス改革が承認されました。その内の 1 つに、同セクターへの外国直接投資の許容水準の引き上げがあります。

3.1.2. 今回の改正により、電気通信セクターへの自動承認ルートでの 100%の外国直接投資が認められるようになりました。改正前は、49%を超えた場合に政府承認が必要でした。

3.1.3. なお、今回の規制緩和措置に関して、2021 年 10 月 6 日、商工省産業国内取引促進局は、外国直接投資の緩和に関する「Press Note 4 of 2021」を発表しています。

3.1.4. Please click [here](#) and [here](#) to read the press release for reforms in the telecom sector, and Press Note No. 4 of 2021 issued by the Department for Promotion of Industry and Internal Trade.

4. 競争法（COMPETITION LAWS）

2021 年 9 月の競争法関連の主なアップデートは、次の通りです。

4.1. Suo Motu Case Re: Alleged anti-competitive conduct in the Beer Market in India

4.1.1. インド競争委員会（=CCI）は、インドにおけるビールの生産、マーケティング、流通、販売に関連するカルテルを結んだ疑いがあるとして、独自調査を行いました。詳細な調査の後、CCI は、今回判明した 2002 年インド競争法の規定に違反する慣行、行為、活動に関する停止命令を出しました。

4.1.2. CCI は、All India Brewers' Association（=**AIBA**）のプラットフォームを通じて、インドの様々な州や連邦直轄領の市場において価格調整を行い、集団で供給を制限していた会社 3 社の存在を確認しました。また、AIBA は当該カルテルに積極的に関与しており、2002 年競争法の規定に違反していたことも判明しました。

4.1.3. CCIは、全国規模でカルテルが存在しており、「関連売上/利益」とは、「カルテル期間中にインド国内でビールやビール瓶などの付属製品を売買することで当事者が得た売上/利益」であった、としました。

4.1.4. CCI は、カルテル企業に対してはカルテル継続年の利益の 3 倍、もしくは売上高の 10%のいずれか高い方のペナルティを課す権限を有しており、最終的なペナルティは CCI によって決定される、としました。

4.1.5. また、CCI は、2002 年競争法の趣旨に照らして、今回利用した情報は機密扱いの付与には該当しない旨を主張しました。最終的には、違反企業および団体に対して反競争的行為に関する責任を負わせると共に、計 87.3 億ルピー超のペナルティを課しました。

4.1.6. Please click [here](#) to read the CCI order.

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon
Off Ganpatrao Kadam Marg
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in